

## 適格認定（学業）に関するQ & A（2025 年 12 月 19 日版）

（対象：貸与）

Q 1. 貸与奨学金「廃止」の認定区分における「当該年度の修得単位（科目）数が極めて少ない者」とは、具体的に何単位以下の者を指しますか。

A 1. 標準単位数の1割以下、つまり3単位以下の者を指します。

（対象：貸与）

Q 2. 貸与奨学金「警告」の認定区分における「当該年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の2分の1以下の者」とは、具体的に何単位以下の者を指しますか。

A 2. 学部によって異なりますので、以下の表をご確認ください。

| 学部     | 標準単位数の2分の1 |
|--------|------------|
| 文化学部   | 15 単位以下    |
| 看護学部   | 16 単位以下    |
| 社会福祉学部 | 15 単位以下    |
| 健康栄養学部 | 15 単位以下    |

（対象：給付）

Q 3. 給付奨学金「廃止」の認定区分における「修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下である場合」とは、具体的に何単位以下の場合ですか。

A 3. 学部によって異なりますので、以下の表をご確認ください。

なお、令和6年度以前は「5割以下」でしたが、令和7年度より「6割以下」に基準が変更となっていますので、ご注意ください。

| 学年   | 文化学部    | 看護学部    | 社会福祉学部  | 健康栄養学部  |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 1 回生 | 18 単位以下 | 19 単位以下 | 18 単位以下 | 18 単位以下 |
| 2 回生 | 37 単位以下 | 38 単位以下 | 37 単位以下 | 37 単位以下 |
| 3 回生 | 55 単位以下 | 57 単位以下 | 55 単位以下 | 55 単位以下 |

（対象：給付）

Q 4. 昨年度の適格認定（学業）において「警告」となったのですが、どのような場合に「停止」または「廃止」になってしまいますか。

A 4. 今年度の「警告」の理由が「年間 GPA が学部における下位4分の1の範囲に属す

る場合」に該当する場合、他の警告基準に該当しない場合であっても「停止」となります。

また、昨年度「警告」となった者で、今年度以下のいずれかに該当する場合は「廃止」となります。

- ・修得した単位数の合計が標準単位数の7割以下である場合
- ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合（廃止の区分に該当するものを除く）